

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日会社Aに作業員として採用され、建設現場での型枠組、コンクリート打設等の補助、材料・資材等の運搬作業に従事していた。

請求人は、平成〇年初め頃から仕事に行くのが憂鬱になり、同年〇月頃からは頭がモヤモヤして幻聴、妄想が出るようになったため、同月〇日B病院に受診し「統合失調症」と診断され加療した。

請求人は、平成〇年の業務による負傷、上司や同僚からの嫌がらせやいじめを受けたため精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）

作成の意見書によれば、請求人は、平成〇年（15歳）頃、ICD-10診断ガイドラインの「F20 統合失調症」（以下「本件疾病」という。）を既に発病していたとされている。また、C医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、疾病名について「統合失調症」と述べ、また、同医師は同年〇月〇日付け意見書において、発病時期について「平成〇年頃に発病したものが、平成〇年頃に顕在化した。」と述べている。当審査会としても、請求人の症状の経過及びC医師の意見書等に照らし、専門部会の意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えるので、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 発病前おおむね6か月の間に発生した出来事について検討すると、請求人は、発病時15歳であり、請求人の父親の申述からは請求人が高校に進学していることが認められる。また、本件一件記録からは、請求人が本件疾病を発病した当時の出来事を何ら確認することができない。当審査会としても、業務による出来事が確認できない以上、心理的負荷を評価することもできないことから、本件疾病が業務上の事由により発病したものと認めることはできない。

(4) また、請求人は、業務における出来事として、何度もケガさせられたこと、条件の悪い建設現場できつい作業をさせられたこと及び上司及び同僚等より叱責や罵倒されたことが原因で本件疾病を発病したと主張するが、請求人が主張

するこれら出来事は、本件疾病発病後の出来事であり、請求人の主張を採用することはできない。

なお、認定基準によれば、精神障害を発病していた場合であっても、別表1業務による心理的負荷評価表の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱うとされているが、請求人からは、本件疾病の悪化に関する主張は認められず、本件疾病の発病原因と主張する出来事を評価したとしても、極度の心理的負荷を示す「特別な出来事」であったとまでは認められない。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。